谷汲中学校　部活動方針

揖斐川町立谷汲中学校

□部活動のねらい

・自主的、創造的な活動を行うことで、自ら正しい態度を身に付ける。

・けじめのある行動、正しいマナーを身に付け、よりよい人間関係を育てる。

・継続的な活動を通して、粘り強さや忍耐力を身に付け、気力・体力を充実させ実践力を養う。

1　部活動は学校教育の一環で行うものであり、全員加入とする。

2　入部届けは、保護者の了解を必要とし、学校長が認める。

〔部活動種目〕ソフトテニス部・陸上競技部・卓球部

3　転部については、以下の点について、本人、保護者、顧問、担任、部活動主任、学校長の承認があれば認めていくが、できる限り3年間継続の方向で指導していく。

・身体的、生徒指導的な配慮を要する場合

・他の部活動で活躍でき、個性を生かせると思われる場合

4　活動は、下記のように行う。

教科の学習がおろそかになったり、健康保持に支障をきたしたりするほどの活動は行わない。また、活動計画を作成した上で、計画に従い行う。

〔1週間の予定〕

月曜日	朝	なし	放課後	なし
火曜日	朝	なし	放課後	部活動
水曜日	朝	なし	放課後	なし
木曜日	朝	なし	放課後	部活動
金曜日	朝	なし	放課後	部活動

〔練習時間〕

放課後　17：30まで（10月～2月は原則として行わない）

※最終下校時刻 17:35 には校門から出ていること。最終下校時刻が守れない場合は活動の在り方を考えさせるようにする

※部活動のときは高科17：40　横蔵17：45のバス、部活動がないときは 16:30のバス

〔土・日曜日、祝祭日の練習〕

・土曜日及び祝祭日の午前か午後のどちらかで行う。

・活動は顧問又は学校職員立会いのもとで行う。

・練習日であっても、地域・家庭の行事を優先させる。（大会等がある場合はこの限りではない。）

・原則、日曜日は行わない。ただし、保護者による活動は可とする。

・第3日曜日（家庭の日）の全日は、原則として活動は行わない。

〔夏季休業中の活動〕

・生徒の生活面や健康面を考慮して計画を立てる。概ね10日程度とする。

〔その他〕

・定期テスト1週間前は活動停止とする（テスト2日目の朝練習まで）。育成会に対しても同様な指導をお願いし、自粛を依頼する。

・平日の活動を延長する場合は、所定の用紙での許可を必要とし、試合に備える意味で2週間前より許可をする。（バス通学者は、保護者の迎えを原則とする。）

・延長部活は、気象条件、実労時間等を勘案し、心身の健康に影響のない範囲で認める。

・休日の部活動は、通学距離に関わらず自転車登校を許可するが、学校の規定に準じて利用する。

5 対外試合のマナーの指導は、郡中学校体育連盟の指導事項を徹底する。

6 他校との練習試合及び合同練習を行う場合は、顧問同士で連絡調整を行い、顧問の責任において、活動する。

7 服装や持ち物は各部で定めることとするが、決して贅沢でなく教育的配慮のもとで指導する。

8 部活動のために使用する施設・設備・用具は大切にすること。

9 部活動の事故には十分注意し、安全を図ること。事故があった場合は、ただちに学校長に報告し、適切な処置をすること。

10 部活動育成会を組織し、連絡を密にして望ましい協力が得られるように努力すること。

11 休日の活動について、気象警報が発表されるような状況の場合は、平日の対応に順ずる。なお、対外試合等が予定されている場合は、主催団体、学校長と連絡を取り合い判断する。

12 本方針等部活動に関することについては、「岐阜県中学校運動部活動活動方針」（平成31年3月　岐阜県教育委員会）に準じて取り扱うものとする。

〈注意事項・申し合わせ事項〉

・活動終了時には、顧問は道具の片付けと戸締りと下校の見届けをする。

・部活動への欠席は、顧問または部長に、保護者または本人が連絡する。

・活動終了後は、寄り道や買い食いは絶対にしない。保護者の許可で行う場合はこれに当たらない。

・部費は各部の決定による。

・練習・練習試合・大会における間食、ジュース、冷菓は禁止。スポーツ飲料は可。